



寒川町総合計画2040 基本構想（案）及び 寒川町自治基本条例の改正案について

概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和2年4月1日(水)～令和2年4月30日(木)まで

みなさまのご意見をお待ちしています

町では、町が目指す将来像を明らかにし、これを計画的に実現するための総合的な方向性と財政上の担保性を示すために次期の総合計画を策定しています。

また、地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治体の基本構想の法的な策定義務が廃止されたため、総合計画に基づいて計画的な町政運営を行うことを明確にするために自治基本条例を一部改正します。

町の最上位計画である総合計画の基本構想の策定と町の最高規範である自治基本条例の初めての改正について、みなさまのご意見をいただきながら、ともにまちづくりを進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いします。

自治基本条例と基本構想などの関係イメージ図

寒川町自治基本条例

自治の基本理念とまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責任及び町の役割と責任を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的とした条例

【主な掲載事項】

- | | | |
|-------------------|------------|----------------|
| ・自治の基本理念 | ・情報共有の原則 | ・住民投票 |
| ・まちづくりの指針 | ・まちづくりへの参加 | ・国際交流、自治体相互の連携 |
| ・町、町長、議会、職員、町民の責務 | ・住民活動の育成支援 | ・組織運営 等 |

町の最高規範

総合計画に基づく町政運営の担保

寒川町総合計画2040

基本構想（計画期間20年）

20年後の「まちの将来像」を明らかにし、町民と町が協力して、住んでよかったといえる、活力と豊かさのある町にするための20年後のビジョン

町の最上位計画

整合

他の
町の計画

実行

実行

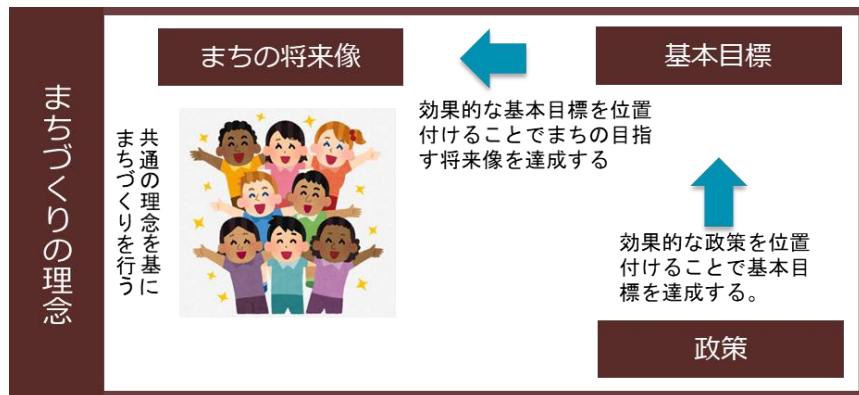
心豊かな暮らしができるまちに向けたまちづくり

目的
↕
手段

実施計画（計画期間4年）

基本構想を実現するために、町が具体的に何をどこまで実施するのか示した計画

<基本構想のイメージ図>



町民と町が助け合いながら一緒にまちづくりを行うことを「まちづくりの理念」とし、まちの将来像である「つながる力で新化するまち」を実現させる。

そのために効果的な6つの基本目標や12の政策を位置付ける。

<まちづくりの理念>

基本構想のまちづくりの理念
「町民と町が協働するまちづくり」



自治基本条例の自治の基本理念
「町民と町が協働するまちづくり」

まちの目指す将来像の実現に向けて、「自治の基本理念」に基づき、町民と町の相互補完と協力によりまちづくりを進めていくことをまちづくりの理念とします。

<まちの将来像>

つながる力 で 新化するまち

つながる力

- ①心のつながりによる幸せの連鎖
- ②多様な人・組織・モノのつながりを活用した魅力的な施策の連鎖
- ③町職員同士や、所属部課間のつながりによる効率的・効果的な行政運営

新化するまち

- ◆心豊かな暮らしができるまち
- ◆人口減少という新しい時代に対応できるまち
- ◆創造性、生産性の高いまち

つながる力【手段】

(寒川町の町民性、町の強み)

原動力

新化するまち【目標】

(理想とする状態、幸福度の高い状態)

全9回にわたり実施した町民ワークショップを通じて、「『つながり』や『あたたかさ』を感じられ、『にぎわい』や『落ち着き』のある暮らしがしたい」という町民が求めている傾向が見えてきました。

そこで、町民同士がつながり、あたたかさや幸せを感じられるまちを実現させるため、町では、「つながる力で新化するまち」をまちの将来像として掲げます。

今後予想される様々な社会経済環境の変化の中にあっても、それぞれの時代に合わせ最適化を図りながら、町民の気質や、つながることによって生まれる力を最大限に発揮して新たな価値を創造し、まちの新化へとつなげていきます。

<基本目標と政策>

6つの基本目標

12の政策

まちの将来像
(つながる力で新化するまち)



1 まちづくりの原動力となる
ひとづくり

- (1) 子育て・子育て・教育の推進
- (2) 生涯を通じた学びと自己実現の促進

2 生涯にわたって
自分らしく暮らせる
まちづくり

- (1) 健康寿命の延伸
- (2) 福祉の充実

3 こころ穏やかに暮らせる
まちづくり

- (1) 自然環境の保全
- (2) 住環境の整備

4 安全・安心に暮らせる
まちづくり

- (1) 安全・安心の充実

5 時代に最適化した
にぎわいのある
まちづくり

- (1) 都市インフラの最適化
- (2) 市街地の整備
- (3) 産業基盤の整備

6 まちづくりのための
基盤づくり

- (1) つながる力の促進
- (2) 持続的かつ健全な行財政運営

まちの将来像「つながる力で新化するまち」の実現に向けて、6つの基本目標を位置付け、12の政策を実行することにより、まちづくりを推進していきます。

本計画の推進にあたっては、今後見込まれる急激な社会経済環境の変化の中においても、まちの将来像の実現に向けて着実に歩みを進められるよう、各基本目標と政策を体系化し、計画性と財政の健全性を担保しながら、まちづくりを進めていきます。

自治基本条例（案）の概要

<自治基本条例の改正の概要>

第6条（改正案：赤字部の加筆）

町は、まちづくりの指針を実現するため、**総合計画（町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画）に基づいて**必要な施策を講じるとともに、適切な町政運営に努めなければなりません。

総合計画が町の最上位計画であることを明確にするとともに、総合計画に基づいて町政運営を行うことを担保するために、町の最高法規である「自治基本条例」に総合計画の位置づけを明記します。

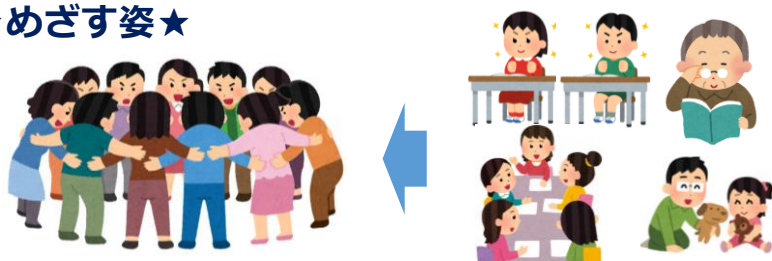
本資料は概要版です。
詳細は各施設に配架している資料、またはホームページをご覧ください。
(裏面をご参照ください)

<参考> 各基本目標の取り組みとめざす姿

基本目標1 ～まちづくりの原動力となるひとづくり～

これからの寒川のまちづくりは「ひと」のつながりを原動力として行います。そこで、その力となる「ひとづくり」を最も重要な目標として位置付け、次代を担う子どもたちの育成（子育て支援・学校教育）や、子どもから大人まで全ての人がまちづくりの主役として成長していけるよう、学び、教えあえる環境をつくっていきます。

★めざす姿★



多様な学びの場を通じて、寒川町の「穏やかさ」「優しさ」「あたたかさ」を受け継ぎながら、まちづくりに関わる様々な人材が育っている姿を目指します。

そのために位置付ける政策

「子育て・子育て・教育の推進」
「生涯を通じた学びと自己実現の促進」

基本目標2 ～生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり～

「ひと」のつながりを生み出し、その力を最大限に発揮していくためには、その「ひと」自身が健やかで、自分らしく生活できる事が不可欠です。そのため、健康寿命の延伸を図りながら、地域で支えあえる福祉の充実を図り、地域で「ひと」のつながりを生み出していくための環境をつくっていきます。

★めざす姿★



生涯にわたって健やかに、全ての人が地域の一員として支えあいながら自分らしく暮らしている姿を目指します。

そのために位置付ける政策

「健康寿命の延伸」
「福祉の充実」

基本目標3 ～こころ穏やかに暮らせるまちづくり～

「ひと」がこころ穏やかに暮らし、明日への活力を持てるような暮らしの場を整備します。そのため、寒川町の豊かな水とみどりを保全し、自然と快適さを調和させることで、寒川町らしい穏やかさとつながりのあるライフスタイルの場として整備します。

★めざす姿★



「東京価値」とは違う、寒川らしい穏やかな生活環境を確立し、「ひと」のつながりが溢れる暮らしができる姿を目指します。

そのために位置付ける政策

「自然環境の保全」
「住環境の整備」

<参考> 各基本目標の取り組みとめざす姿

基本目標4 ～安全・安心に暮らせるまちづくり～

心豊かな暮らしを送るためには安全・安心という基盤が不可欠です。様々な自然災害や事故・犯罪等から、安心して暮らせる安全な生活の場を確保します。また、そのために「ひと」のつながりを生かした自助・共助の力を作り出します。

★めざす姿★



様々な災害・犯罪等に対し、行政による備え、地域の備えが進み、「ひと」のつながりによる災害リスクの軽減や犯罪の未然防止ができる姿を目指します。

そのために位置付ける政策

「安全・安心の充実」

基本目標5 ～時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり～

まちづくりのベースとなる生活基盤を整備します。町内の都市インフラを時代に合った形に最適化させていくとともに、産業の活性化を進め、まちのにぎわいを創出していきます。

★めざす姿★



20年後の寒川町の状況に合った適切な都市インフラの整備、維持更新が出来ている姿を目指します。また、その中で地域の産業を生かしたにぎわいのあるまちを目指します。

そのために位置付ける政策

「都市インフラの最適化」
「市街地の整備」
「産業基盤の整備」

基本目標6 ～まちづくりのための基盤づくり～

まちづくりの大きな原動力となる「ひと」のつながりを積極的につくりだしていきます。また、行政として持続的かつ健全な行財政運営を推進することで「新化するまち」を実現し、町民の心豊かな暮らしを目指します。

★めざす姿★



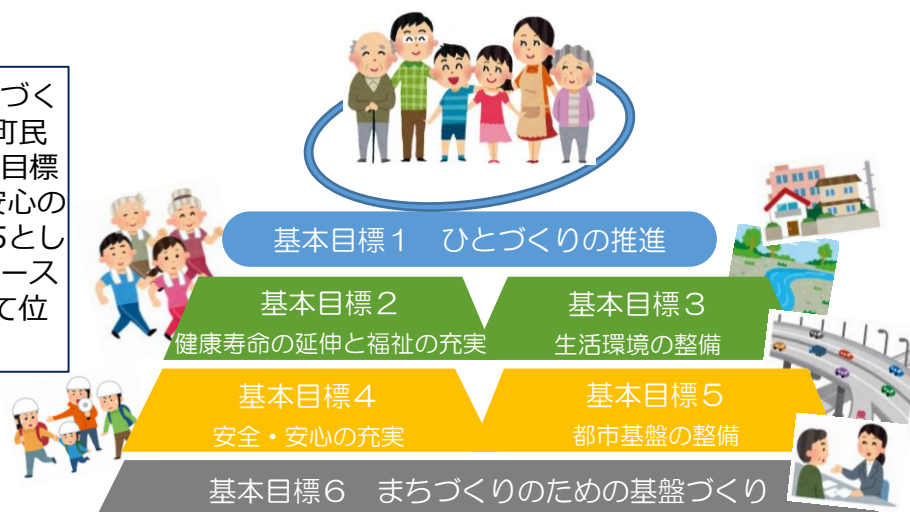
まちづくりのベースになる、町民同士・町民と町など、様々なつながりが出来ている。また、20年後も安定的な行政運営のもとでまちづくりが行われている姿を目指します。

そのために位置付ける政策

「つながる力の促進」
「持続的かつ健全な行財政運営」

<各基本目標の関係性>

まちづくりの原動力となる「ひと」づくりを基本目標1とし、それを支える町民の健康増進、生活環境の整備を基本目標2・3、さらにそれを支える安全・安心の充実、都市基盤整備を基本目標4・5として位置付けました。最後にそれらベースとなる行政の活動を基本目標6として位置付けました。



資料全編の閲覧方法

寒川町のホームページからご覧いただけます。
HP内で『寒川町 みんなでつくる総合計画』と検索。
◆<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

QRコード▶



※次の場所でも閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部福祉会館
- ・南部福祉会館 ・健康管理センター ・寒川町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

(提出方法) 閲覧場所で配付する所定の用紙か任意の用紙に記入のうえ、
次の方法で提出ください。

①郵 送：下記宛先まで郵送ください

②FAX：0467-74-9141

③メール：kikaku@town.samukawa.kanagawa.jp

メールQRコード▶



④担当課へ持参

(受付時間) 土日祝日を除き、8時30分～17時15分まで

(宛 先) 寒川町 企画部企画政策課 企画行革担当

(記入事項) ご意見・住所・氏名（団体等の場合は所在地）・連絡先

※住所が町外の方は、勤務先または通学先も記入してください。

(募集期間) 令和2年4月1日(水)～4月30日(木)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町総合計画2040 基本構想」の策定や「寒川町自治基本条例」の改正において参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町 企画部 企画政策課 企画行革担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地

電 話 0467-74-1111

FAX 0467-74-9141

「高座」のころ。

高座郡さむかわ